

# **給付金の確認書等は10月31日までに**

## **必ず提出しましょう。**

新冠町では、次の給付金の受付・給付事務を行っております。

- 令和6年度新たな住民税非課税世帯給付金（こども加算含む）
- 令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯給付金（こども加算含む）
- 令和6年度新冠町定額減税調整給付金

支給対象者（要件を満たせば支給対象になる方も含む）には、9月2日付で書類をお送りしていますので、支給要件をご確認のうえ、対象者等であれば10月31日（木）までに、町民生活課に郵送若しくは直接書類を提出願います。

提出期限を過ぎますと、受取辞退と見なされますので期日までに必ず提出しましょう。

ご不明な点やお問い合わせがありましたら

新冠町役場町民生活課（47-2112）まで